

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

(ア) 別表 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

埼玉県景観計画の勧告基準と変更命令基準に関する別表です。

都市区域 市街化区域		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	—	6 を超える
7.5RP から7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
7.5GY から7.5RP (7.5GY 及び7.5RP は含まない)	—	2 を超える

— 田園区域、圏央道沿線区域 —		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	2 を超える	6 を超える
	2 以下	—
7.5RP から7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Y は含まない)	狭山市は該当なし	
7.5GY から7.5RP (7.5GY 及び7.5RP は含まない)	2 以下	—
N	2 以下	—

山地、丘陵区域 市街化調整区域		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	9 以上	—
	9 未満	6 を超える
7.5RP から7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Y は含まない)	9 以上	—
7.5GY から7.5RP (7.5GY 及び7.5RP は含まない)	9 未満	4 を超える
N	9 以上	—
	9 未満	2 を超える

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

(イ) 制限基準の考え方

ア 都市区域 市街化区域

区域の特徴

- ・商業地、住宅地、工業地等の都市景観を形成
- ・建築物等の外観の色彩は大多数が YR 等の暖色系

基準の内容

- ・建築物の外観としてあまり使用されない彩度の高い鮮やかな色彩を制限
- ・具体的には YR など暖色系の色相は彩度 6、B や P などの寒色系の色相は彩度 2、その他は彩度 4 を超える鮮やかな色彩を制限



▲典型的な都市区域の景観

イ 田園区域

区域の特徴

- ・水田、畑、集落、屋敷林等の農業景観を形成

狭山市は該当なし

寒色系の色相は彩度 2、その他は彩度 4、さらに全ての色相で明度 2 以下の暗く濃い色彩を制限



▲典型的な田園区域の景観

ウ 山地、丘陵区域 市街化調整区域

区域の特徴

- ・山地、丘陵とそれに接する台地のみどりの自然景観を形成
- ・木々の緑や奥行きのある山並みの深みのある緑

基準の内容

- ・山地、丘陵区域の景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と明度の高い浅く明るい色彩を制限
- ・具体的には YR など暖色系の色相は彩度 6、B や P などの寒色系の色相は彩度 2、その他は彩度 4、さらに全ての色相で明度 9 以上の浅く明るい色彩を制限



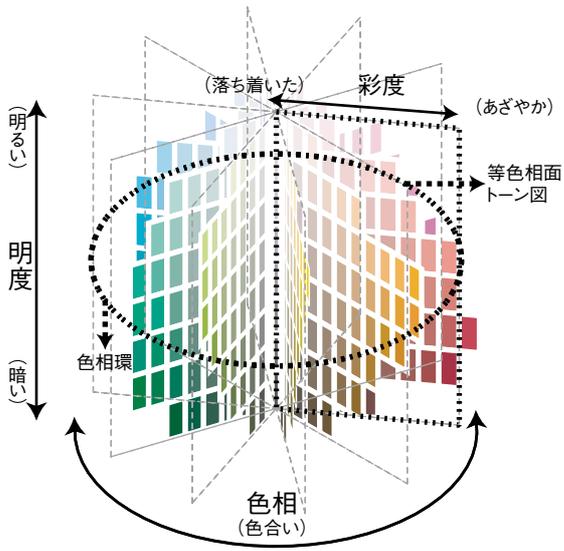
▲典型的な山地、丘陵区域の景観

(ウ) 色相・明度・彩度について

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準においては、色彩を客観的・具体的に示す方法として、JIS Z 8721（マンセル表色系）を採用しています。JIS Z 8721では色相、明度、彩度の3要素の組み合わせによって1つの色を表します。

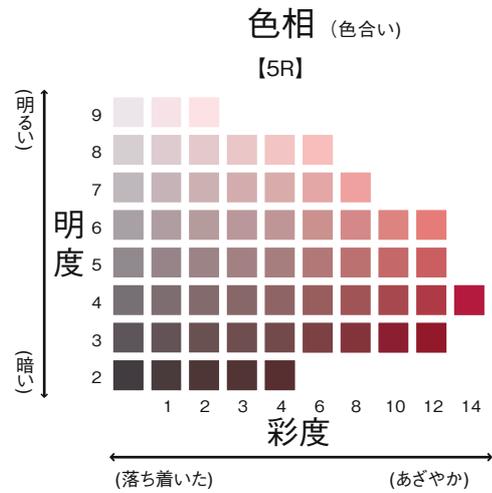
■マンセル色立体

色相、明度、彩度の関係を立体的に表したもの



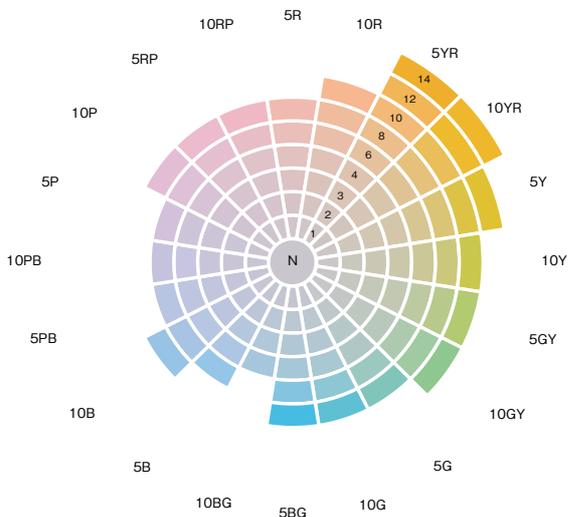
■等色相面（色相 5 R）

同じ色相の色が明度と彩度に応じて並んだ図



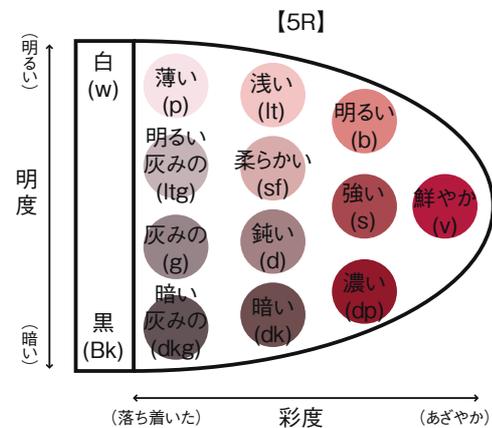
■色相環（明度 7）

同じ明度の色が色相に応じて環状に並んだ図



■トーン図

同色相色の印象（色調）が明度と彩度に応じて並んだ図



大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

マンセル表色系による色の表示方法

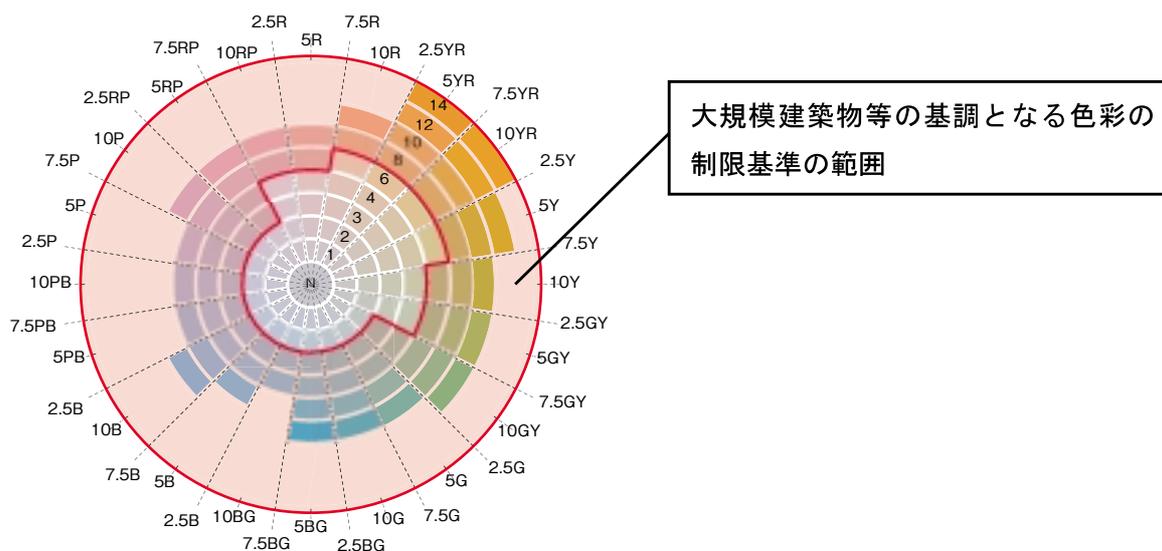


色相：色相は色合いを表示するもので、赤 (R) や、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) の10色相で表し、それぞれ5を中心とした1から10の数値で細分しています。

明度：明度は明るさを表示し、0から10の数値で表しています。明るくなるにつれて数値が大きくなります。

彩度：彩度は鮮やかさを表示し、0から14程度の数値で表しています。鮮やかになるにつれて数値が大きくなります。最大の数値は色相によって異なります。また、彩度が0で無彩色 (白～灰色～黒) となります。

(エ) 明度7の色相環における制限基準



※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

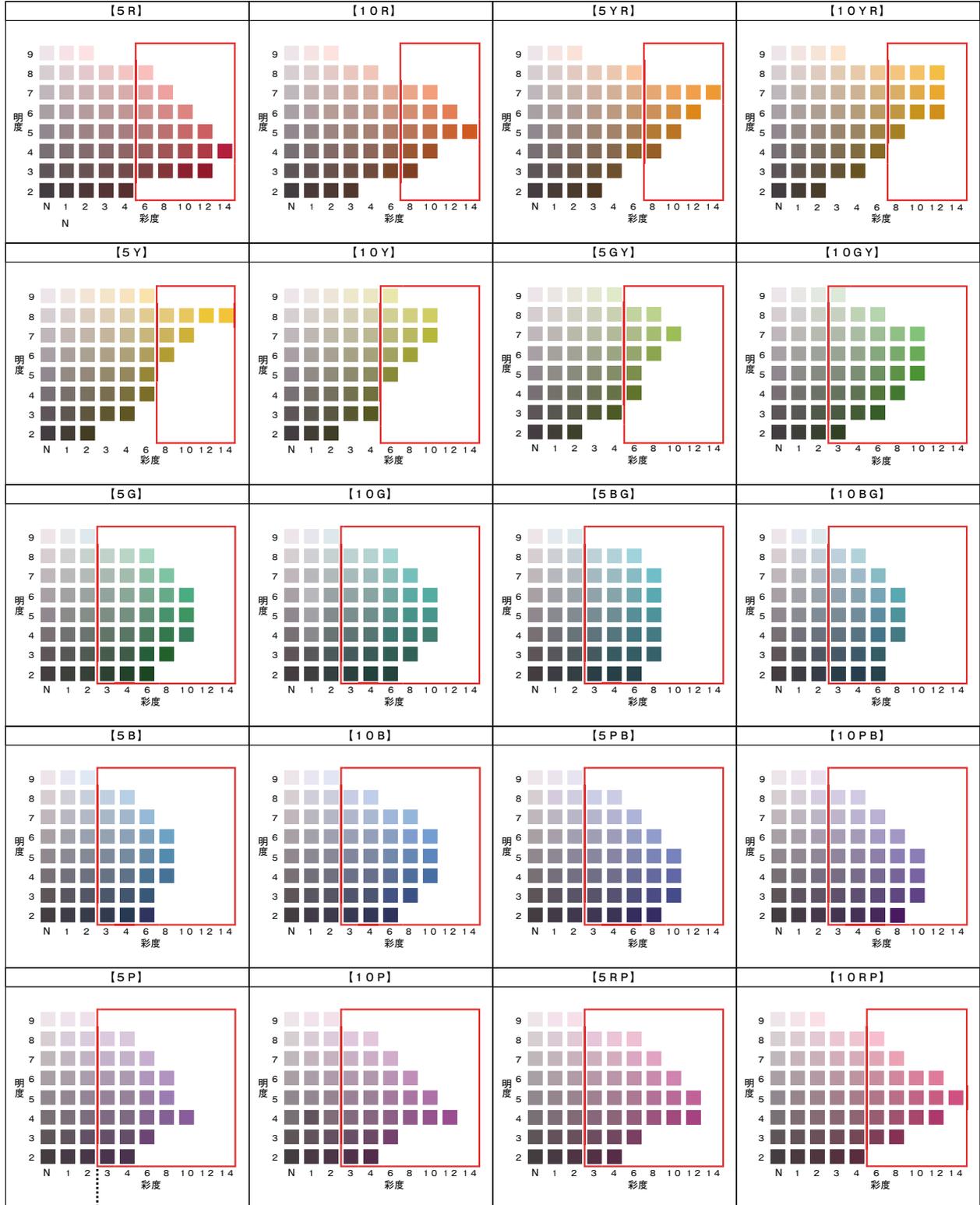
大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

(オ) 代表的な色相別の制限基準

P31の別表 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準について代表的な色相の例を示しています。

①都市区域 市街化区域

: 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準



→ 彩度が2を超える色彩が制限基準に該当

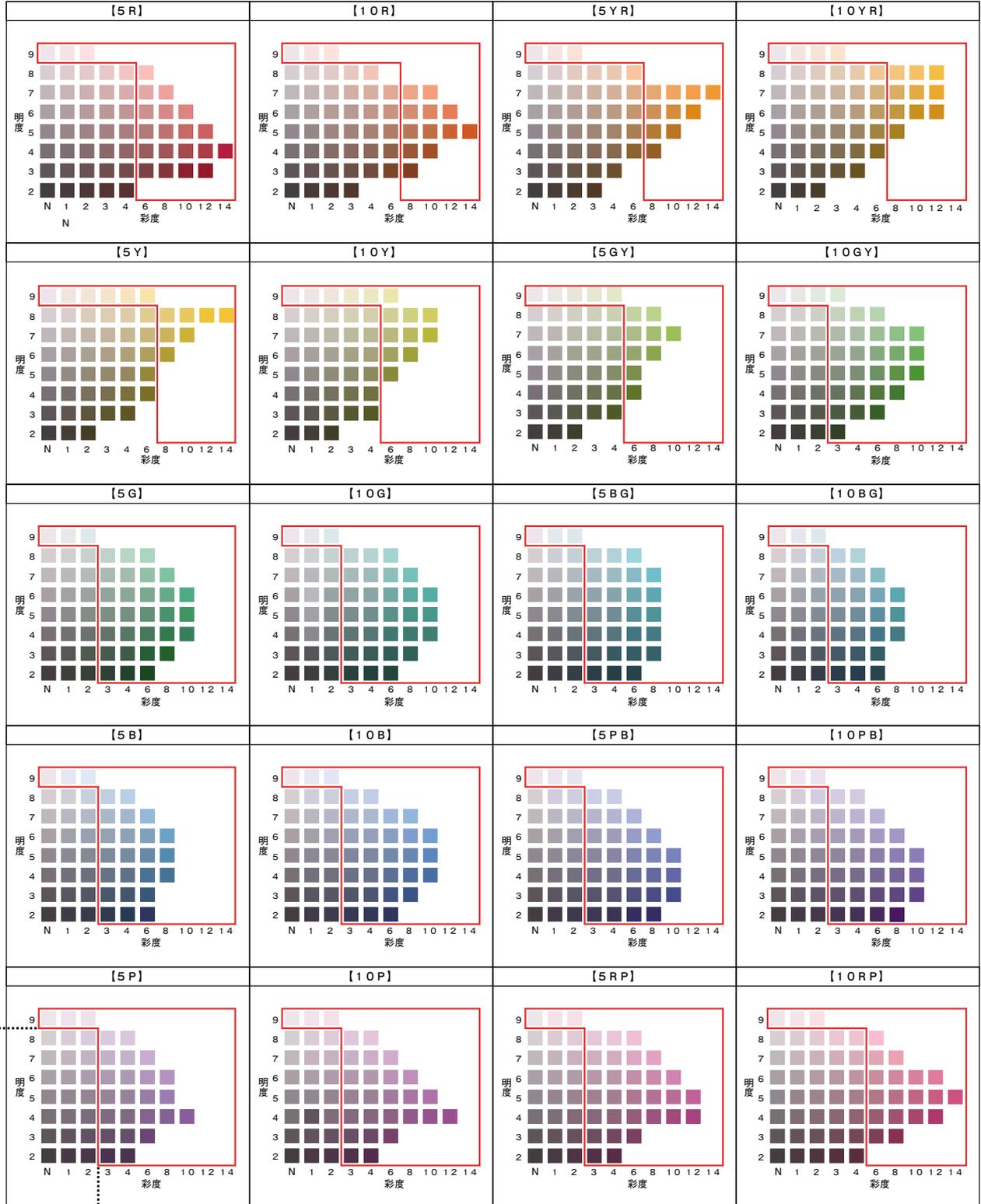
※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

③山地、丘陵区域

市街化調整区域

：大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準



明度が9以上又は彩度が2を超える色彩が制限基準に該当

※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。